

長浜バイオ大学における研究活動に係る教職員の行動規範

(2008年9月16日教授会承認)

法令の遵守と適正な管理の遂行

1. 本学構成員は、大学の資産および公的研究費等の外部資金について、関連法令および本学諸規則を遵守し、その運営・管理を適正に行なわなければならない。

不正行為の防止

2. 研究者は、研究活動に真摯に取り組むとともに、その過程において、捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の不正行為を、決して行なってはならない。

研究成果の公開と個人情報の保護

3. 研究者は、研究上の成果を正確かつ積極的に公開して社会に貢献するとともに、研究活動および業務遂行上知り得た個人情報等の保護に努めなければならない。

人権の尊重

4. 研究者および本学構成員は、個人の人格および人権を尊重し、それを冒涇する行為に対しては、厳正に対処しなければならない。また、それぞれの立場を利用したハラスメント行為は決して行なってはならない。

不正行為への厳正な措置と対応

5. 本学構成員は、不正行為の防止に努めるとともに、もしも不正行為が行われた場合には、これに毅然と対処し、その是正に努めなければならない。

附 則

1. この規範は、2008年10月1日から実施する。
2. この規範の改廃は、長浜バイオ大学不正防止計画推進室の議を経て、学長が行なう。